

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年10月1日(2020.10.1)

【公開番号】特開2019-572(P2019-572A)

【公開日】平成31年1月10日(2019.1.10)

【年通号数】公開・登録公報2019-001

【出願番号】特願2017-120090(P2017-120090)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 1 A

【手続補正書】

【提出日】令和2年8月20日(2020.8.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技が可能な遊技機であって、

シール部材が貼付されるシール貼付部と該シール貼付部の反対側に向けて突出する突出部とを有する第1部材と、

前記第1部材の前記シール貼付部の反対側に組み付けられる第2部材と、

前記第1部材の前記シール貼付部に形成され、該シール貼付部に貼付されたシール部材を該シール貼付部の反対側から押圧して剥離するための第1孔部と、

を備え、

前記第1部材と前記第2部材とは組み付けられた状態で遊技機に組み込み可能であって、

前記第2部材には、前記第1部材と組み付けられたときに当該第1部材の前記第1孔部と対向する位置に第2孔部が設けられ、

前記第1孔部及び前記第2孔部は、前記シール貼付部の中央からずれた位置に設けられ、

前記突出部は、前記シール貼付部の反対側における前記第1孔部及び前記第2孔部に対応する領域にかかるないように突出している

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

前記課題を解決するために、手段Aの遊技機は、

遊技が可能な遊技機であって、

シール部材が貼付されるシール貼付部と該シール貼付部の反対側に向けて突出する突出部とを有する第1部材と、

前記第1部材の前記シール貼付部の反対側に組み付けられる第2部材と、

前記第1部材の前記シール貼付部に形成され、該シール貼付部に貼付されたシール部材

を該シール貼付部の反対側から押圧して剥離するための第1孔部と、  
を備え、

前記第1部材と前記第2部材とは組み付けられた状態で遊技機に組み込み可能であって

前記第2部材には、前記第1部材と組み付けられたときに当該第1部材の前記第1孔部と対向する位置に第2孔部が設けられ、

前記第1孔部及び前記第2孔部は、前記シール貼付部の中央からはずれた位置に設けられ

前記突出部は、前記シール貼付部の反対側における前記第1孔部及び前記第2孔部に対応する領域にからないように突出している  
ことを特徴としている。

さらに、前記課題を解決するために、手段1の遊技機は、

遊技が可能な遊技機（例えば、パチンコ遊技機1／スロットマシン）であって、

シール部材（例えば、シール部材300）が貼付されるシール貼付部（例えば、シール貼付部418／シール貼付部618）と、

前記シール貼付部の反対側に向けて突出する突出部（例えば、突出部415／誘導部608／取付ボス等）と、

前記シール貼付部に形成され、該シール貼付部に貼付されたシール部材を該シール貼付部の反対側から押圧して剥離するための孔部（例えば、孔部420／孔部620）と、  
を備え、

前記突出部は、前記シール貼付部の反対側における前記孔部に対応する領域にからないように突出している（例えば、突出部415は、シール貼付部418の反対側における孔部420に対応する領域にからないように突出している。図9、図11参照。）  
ことを特徴としている。

この特徴によれば、シール貼付部の反対側に向けて突出する突出部を有する取付体であっても、シール貼付部の反対側から孔部を介してシール部材を剥離する際に突出部が邪魔になることがないので、シール部材を容易に剥離することができる。

### 【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

### 【0008】

手段2の遊技機は、手段1に記載の遊技機であって、

遊技領域（例えば、遊技領域10）に向けて遊技媒体（例えば、遊技球P）を発射することにより遊技を行う遊技機（例えば、パチンコ遊技機1）であって、

前記遊技領域を流下する遊技媒体が通過可能な通路部（例えば、一般入賞口401A，401B，401C／空間S'）を備え、

前記通路部は、

前記シール貼付部（例えば、シール貼付部418／シール貼付部618）を有する第1壁部（例えば、前壁部409／前板部606）と、

前記第1壁部から連設され前記突出部（例えば、側壁部410L，410R及び底壁部411／誘導部608）を構成する第2壁部（例えば、突出部415／誘導部608）と、

から構成され、

前記孔部（例えば、孔部420／孔部620）は、前記シール貼付部における前記通路部に対応する位置に形成されている（例えば、孔部420は、シール貼付部418における一般入賞口401Aに対応する位置に形成されている。／孔部620は、シール貼付部618における空間S'に対応する位置に形成されている。図7～図9、図11参照）  
ことを特徴としている。

この特徴によれば、シール貼付部の反対側に向けて通路部が延設されることで、孔部におけるシール貼付部の反対側に空間が確保されるため、孔部を使いやすくなる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

手段3の遊技機は、手段2に記載の遊技機であって、

前記第1壁部（例えば、前壁部409）における前記通路部（例えば、一般入賞口401A, 401B, 401C）側には、遊技媒体を案内する案内部（例えば、凸条部414）が設けられ、

前記孔部（例えば、孔部420）は、前記シール貼付部（例えば、シール貼付部418）における前記第2壁部（例えば、突出部415）と前記案内部との間に形成されている（例えば、孔部420は、前壁部409（シール貼付部418）における側壁部410Rと凸条部414との間に形成されている。図9（A）参照。）

ことを特徴としている。

この特徴によれば、案内部により第1壁部の強度が向上するため、孔部を形成することによる強度低下を抑制できる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

手段4の遊技機は、手段1～3のいずれかに記載の遊技機であって、

前記突出部（例えば、突出部415／誘導部608）の端部には、該突出部とは別個に設けられる接続部材（例えば、延設部416／ベース部材602、LED基板604、カバー部材605）が接続可能とされ、

前記接続部材は、前記突出部の端部から前記シール貼付部の反対側における前記孔部に対応する領域にからないように突出している（例えば、延設部416は、突出部415の端部からシール貼付部418の反対側における孔部420に対応する領域にからないように突出している。／ベース部材602、LED基板604、カバー部材605は、孔部621, 622, 623により、誘導部608の端部からシール貼付部618の反対側における孔部620に対応する領域にからないように突出している。図7, 図8, 図11参照）

ことを特徴としている。

この特徴によれば、シール貼付部の反対側から孔部を介してシール部材を剥離する際に接続部材が邪魔になることがないので、シール部材を容易に剥離することができる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

手段5の遊技機は、手段1～4のいずれかに記載の遊技機であって、

複数の前記シール貼付部（例えば、シール貼付部418／シール貼付部618）を備え、  
前記孔部（例えば、孔部420／孔部620）は、複数の前記シール貼付部各々に対応して設けられている（例えば、孔部420は、複数のシール貼付部418が各々に対応し

て設けられている。／これら各シール貼付部 618 には、前板部 606 を前後方向に貫通して空間 S' に連通する孔部 620 がそれぞれ 1 つずつ設けられている。図 3 及び図 10 参照。）

ことを特徴としている。

この特徴によれば、複数のシール部材を各々剥離することが可能となる。

【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

手段 6 の遊技機は、手段 1 ~ 5 のいずれかに記載の遊技機であって、

前記孔部（例えば、孔部 420 / 孔部 620）は、前記シール貼付部（例えば、シール貼付部 418 / シール貼付部 618）の中央からずれた位置に形成されている（例えば、孔部 420 は、シール貼付部 418 の中央からずれた位置に形成されている。／これら孔部 620 は、誘導部 608 を避けてその近傍に設けられている。図 9 及び図 10 参照。）

ことを特徴としている。

この特徴によれば、シール部材を破断せずに剥離しやすくなる。